

東京都におけるアレルギー疾患医療の提供 体制の整備に向けた方向性について(案)

東京都福祉保健局健康安全部
環境保健衛生課

アレルギー疾患の特性

基本法におけるアレルギー疾患の定義

(法第2条)

- ①気管支ぜん息、②アトピー性皮膚炎、③アレルギー性鼻炎、
④アレルギー性結膜炎、⑤花粉症、⑥食物アレルギー、
その他アレルゲンに起因する免疫反応による人の生体に有害な
局所的又は全身的反応に係る疾患であつて政令で定めるもの

アレルギー疾患の特性

1 疾患の種類や病態が多様

- 患者によって病態が多様で、一度発症すると、複数のアレルギー疾患を合併しやすい
- 生活環境等に係る様々な因子で発症し症状が誘発される

2 慢性疾患で、症状の悪化と改善を繰り返す

- 治療等により、一旦は症状が改善し安定した状態が続いた後であっても、症状が再び悪化することが多い

3 長期にわたるQOLの低下

- 長期的に生活の質（QOL）に影響を及ぼす場合が多く、長期にわたって適切な自己管理が必要
- 食物アレルギーに関して、過度な食事制限など、不適切な対応による子供の成長や発達への影響が指摘されている
- 患者だけでなく、その家族の悩みや不安などの心理的な負担も大きい

都におけるアレルギー疾患医療の現状・課題

1 都内におけるアレルギー疾患患者の状況

- 3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は約4割であった
- 食物アレルギーについては、調査を開始した平成11年の調査時から一貫して増加している

2 アレルギー疾患診療を担う医療機関

- アレルギー科を標榜している医療機関の中で、アレルギー診療責任者が日本アレルギー学会専門医である割合は約3割であった
(厚労科学研究「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」)
- 非専門医が専門医の倍以上のアレルギー疾患を診ている(同上)
- 単独の医療機関でアレルギー6疾患全てに強みを持つ病院は少ない

3 専門医療機関に関する情報

- 地域の診療所等では診断が困難な場合や標準治療では状態が安定しない場合には、専門性の高い医療機関を受診する必要があるが、症状に合った適切な医療や専門医の情報を入手するための環境が十分ではない

4 診療ガイドラインに準拠した標準的治療

- 疾患別に診療ガイドラインが整備され、科学的な知見に基づく標準的治療を受けることで症状のコントロールがほぼ可能になってきているにもかかわらず、アレルギー診療責任者のガイドライン所持率は半数に満たない
(厚労科学研究「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」)
- 「アレルギー疾患の診療を行っている」と回答した都内医療機関のうち、「アレルギー疾患診療ガイドラインに準ずる標準的治療を行っていない」と回答した医療機関が約4割であった
(平成28年度東京都医療機能実態調査)

国通知を踏まえた都におけるアレルギー疾患医療提供体制の在り方(案)

アレルギー疾患の医療提供体制整備について (平成29年7月28日厚生労働省健康局長通知)

目的

- アレルギー疾患を有する者が、状態に応じて適切な医療を受けられることができる
- アレルギー疾患医療提供体制の整備を通じ、アレルギー疾患医療全体の質の向上を進める

求められる取組

- アレルギー疾患医療の拠点となる病院の選定
- 拠点病院と診療所や一般病院との間のアレルギー疾患の診療連携体制の整備

医療提供にかかる各機関の役割

1 都道府県拠点病院の役割

- 都道府県のアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的役割

【診療】

- ・重症、難治性アレルギー疾患の診断、治療、管理
- ・複数診療科が連携した診断、治療、管理

【情報提供】

- ・自己管理に関する患者・家族、地域住民に対する情報提供や啓発

【人材育成】

- ・アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識・技能の向上に資する研修
- ・保健師、栄養士、学校・児童福祉施設等の教職員に対する講習への関与

【研究】

- ・都道府県におけるアレルギー疾患の実情の継続的把握のための調査、分析
- ・全国的な疫学研究、臨床研究等への協力

【医学的見地からの助言・支援】

- ・学校、児童福祉施設等及び区市町村等への医学的見地からの助言・支援

2 一般病院・診療所(かかりつけ医)の役割

診療ガイドラインに準拠した日常的な診療(定期的な処方や検査等)を行う

3 薬局の役割

最新の科学的知見に基づいた適切な情報提供及び指導を行う

都における医療提供体制の在り方

目指す方向性

1 診療ネットワークの構築

- ・診療ネットワークの中心的役割を担うため、幅広い診療領域に対応可能な病院を**拠点病院**として選定
- ・多様な病態に対応するため、拠点病院に加えて、内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の各診療領域に強みを持つ病院を幅広く**診療連携病院**に指定
- ・これらの病院で診療ネットワークを構築し、連絡会等を通じて共有した対応可能な領域や診療実績等の情報を都民や医療機関に提供
→各病院の対応領域、強みを活かし、診断が困難・標準的治療では状態が安定しない患者を診療
→必要に応じて患者紹介を行うなど連携して診療する体制を構築

2 医療従事者等の人材育成、医療情報の提供

- ・医師向け研修やアレルギー情報navi.の監修等を分担して実施
→ガイドラインに準拠した標準的治療等の普及啓発

医療提供にかかる各機関の役割

1 拠点病院及び診療連携病院の役割

◎は拠点病院のみの役割

【診療】

- 診断が困難な症例や診療ガイドラインに準拠した治療を行っても病態が安定しない重症、難治性疾患に対する診断、治療、管理
- ◎アレルギー疾患の診療ネットワーク構築の中心的役割を担う

【情報提供】

- 患者・家族向け講習会等を実施する
- ◎アレルギー情報navi.の監修等都民向け普及啓発に協力する

【人材育成】

- ◎標準的治療の普及等のため、医師向けの研修を企画、実施する
- 保健福祉関係者、学校、児童福祉施設等の職員向け研修に協力する

【研究】

- 国や都の行う調査、研究に協力する

2 一般病院・診療所(かかりつけ医)の役割

→国通知と同様
(標準的治療では状態が安定しない患者は、拠点病院・診療連携病院を紹介)

3 薬局の役割

→国通知と同様

都におけるアレルギー疾患医療提供体制のイメージ

東京都

受診

患者

受診・相談等

重症・難治性患者
(診断が困難・標準的治療では状態が安定しない等)

標準的治療で状態が安定する患者

全国中心拠点病院

拠点病院

小児

拠点病院

内科 小児 皮膚 耳鼻

(地域における診療・
支援体制)

連携病院

【拠点病院連絡会】

・拠点病院、診療連携病院等により構成

【協議内容】

- ・対応可能な領域、診療実績の情報共有
- ・多様な病態に対応する診療連携体制
- ・医療情報の発信
- ・医療従事者の人材育成

○拠点病院は、医師向け研修や東京都アレルギー情報naviの監修等を分担して実施

連携病院

内科 皮膚

保健所

区市町村

連携病院

内科 小児

診断・治療に係る紹介

逆紹介・返送

一般病院

地域のかかりつけ医

拠点病院

内科 小児 耳鼻 眼科

連携病院

小児 皮膚

薬局

患者会

連携病院

内科 小児 皮膚 耳鼻

拠点病院

内科 小児 皮膚 耳鼻

拠点病院

※日本アレルギー学会認定の教育研修施設を「拠点病院」、「診療連携病院」に指定し、相互に連携して、標準的治療で状態が安定しない患者を診療する

東京都アレルギー疾患医療拠点病院・診療連携病院の選定要件、連絡会(案)

アレルギー疾患の特性、都内の医療機関の現状と課題、国通知を踏まえ、以下に示す考え方と要件で、選定を行う。

東京都アレルギー疾患医療拠点病院及び診療連携病院

国通知の内容	都の選定要件【拠点病院】	都の選定要件【診療連携病院】
<p>○内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域においてアレルギー疾患の診療経験が豊富な医師が常勤していること</p> <p>○日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が望ましい</p> <p>○他の医療機関を合わせて選定することで5つの診療科領域を満たすことも可</p> <p>○都道府県における小児アレルギー疾患の中心的役割を担う小児専門医療機関も可</p>	<p>【小児専門医療機関以外】</p> <p>○内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域においてアレルギー疾患の診療経験が豊富な医師が常勤していること</p> <p>○内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域の全ての診療科が日本アレルギー学会のアレルギー専門医教育研修施設に認定されていることが望ましい</p> <p>【小児専門医療機関】</p> <p>○都内における小児アレルギー疾患の中心的役割を担う小児専門医療機関であること</p>	<p>○日本アレルギー学会のアレルギー専門医教育研修施設にいずれかの診療科が認定されていること</p> <p>(アレルギー専門医教育研修施設認定要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年間のアレルギー疾患症例取扱数が100例以上 ・日本アレルギー学会認定のアレルギー専門医が2名以上又は指導医が1名以上勤務している病院 <p>※現在上記の認定医療機関は都内に57病院存在</p>
<p>○アレルギー疾患の専門的知識・技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士が配置されていることが望ましい</p>	<p>○アレルギー疾患の専門的知識・技能を有する薬剤師、看護師、管理栄養士が配置されていることが望ましい</p>	<p>(拠点病院と同様)</p>

拠点病院、診療連携病院間の情報共有及び合意形成のため、以下のとおり拠点病院連絡会を開催する。

東京都アレルギー疾患医療拠点病院連絡会

【目的、機能】

・アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、情報提供及び人材育成の推進に向けた協議、合意形成

【協議、検討内容】

・対応可能な領域、診療実績の情報共有

・多様な病態に対応する診療連携体制

・医療情報の発信、医療従事者の人材育成

【構成】

・拠点病院、診療連携病院等により構成